

登録者専用駐車場 利用対象者

※交付要件については、大阪府が定めている大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に準ずる。

区分		交付要件	必要書類等	有効期限	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障がい者手帳	1年	
	聴覚障がい	3級以上			
	平衡機能障がい	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい			上肢機能 移動機能
	心臓機能障がい	4級以上			
	じん臓機能障がい	4級以上			
	呼吸器機能障がい	4級以上			
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上			
	小腸機能障がい	4級以上			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上			
	肝臓機能障がい	4級以上			
知的障がい者	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者	療育手帳			
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳 1級	精神障がい者保健福祉手帳			
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者【特定医療費(指定難病)受給者等】	特定医療費(指定難病)受給者証等			
要介護者	要介護状態区分が「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～産後3箇月	母子手帳及び本人確認書類	6カ月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等の写し(3カ月以内のもの)及び本人確認書類(自動車運転免許証、保険証等)	3カ月		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	※医師の診断書・意見書は「移動に配慮が必要であること」が明記されている必要がございます。	3カ月		

視覚・上肢・下肢において複数の障がいをもつ場合の考え方について

※大阪府が定めている大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に準ずる。

要綱上、区分ごとに交付要件を定めているため、区分が異なる場合は、指数を合計できません。

視覚・上肢・下肢の各区分において、2つ以上の障がい重複している場合は同一区分の障がいを(1)「合計指数の算定方法」にて各々の等級の指数を合計し、その合計指数に応じて(2)「障がい等級の認定方法」により決定します。

(1) 合計指数の算定方法

障がい等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
指数	18	11	7	4	2	1	0.5

(2) 障がい等級の認定方法

認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
合計指数	18以上	11～17	7～10	4～6	2～3	1